

## 知的・発達障害児における柔道療育の事例研究： 放課後等デイサービス笑光における取り組みについて

小 崎 亮 輔<sup>1)</sup>  
内 村 香 菜<sup>2)</sup> 小 澤 雄 二<sup>1)</sup> 濱 田 初 幸<sup>1)</sup>

### A case study of judo-therapy for the children who has mental retardation or developmental disorder (ex. ADHD, ASD) at after-school daycare named Niko in Japan

Ryosuke OZAKI<sup>1)</sup>,

Kana UCHIMURA<sup>2)</sup>, Yuji OZAWA<sup>1)</sup>, Hatsuyuki HAMADA<sup>1)</sup>

キーワード：障害者柔道，柔道療法，運動療育，児童発達支援

#### I 緒言

昨今，教育や福祉の現場において知的・発達障害者の増加が課題として採り上げられている。内閣府（2021）によると，知的障害者人口は2011年が約62万人と報告されているが，2016年にはそれが約96万人と報告されており，5年間で約34万人増加していることがわかる<sup>15)</sup>。また知的障害者については健常者と比較して，運動能力が低いことがこれまでに多数報告されている<sup>15)8)</sup>。それに加え特別支援学校ではかなり以前から教室が不足しており，教室を増設している学校が少なくないそうである<sup>17)</sup>。これらより，知的障害者を対象とする教育や福祉現場の需要が高まっていることが窺える。

他方発達障害については，文部科学省（2012）によると通常学級に在籍する児童の6.5%が発達障害を有する可能性がある<sup>11)</sup>と報告されている。また高木（2018）は2004年の発達障害者支援法の制定に伴い，いわゆる「発達障害者」とされる

人々への注目が高まったと論じている<sup>20)</sup>。梅沢ら（2019）は発達障害に含まれる自閉スペクトラム症（Autism Spectrum Disorder, 以下 ASD と訳す）を持つ者は器用な運動動作や日常生活で行う多岐に渡る運動で困難が生じると述べており<sup>21)</sup>，Green（2009）は ASD 者の約8割が運動障害を呈していることを報告している<sup>2)</sup>。これまでは運動機能など多くの課題を抱えている障害者への自立支援として，柔道を用いた運動療育・療育が障害者施設や病院，特別支援学校で実施されていることが複数報告されている<sup>12)13)14)22)</sup>。既に欧米では柔道や柔道に関連した動作が精神・心理医療面のリハビリテーションとして広く用いられていると佐々木（2003）が報告していることから<sup>18)</sup>，日本でもさらに普及されることが期待される。同じく佐々木（2004）は障害のある青少年にとって柔道の実践が心の調整や体力の調整に有効であり，心理的葛藤を解決する可能性を有し，姿勢の調整や態度形成，運動能力の開発にも効果

1) 鹿屋体育大学 スポーツ・武道実践科学系  
〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1  
E-mail: rozaki@nifs-k.ac.jp  
2) 合同会社笑光

1) National Institute of Fitness and Sports in Kanoya  
1 Shiromizucho, Kanoya, Kagoshima 891-2393, Japan

2) Niko Inc.

を發揮していることを論じている<sup>19)</sup>。近年では発達障害を持つ子供を対象とする柔道指導者へ向けた指南書『発達に気になる子が輝く柔道&スポーツの指導法』<sup>16)</sup>が出版され、その中で発達障害児にとっては柔道が様々な効果をもたらす可能性があるとして述べられている。要約すると下記のようになる。

1. コミュニケーション力を高めたり、運動をすることで衝動的な行動を抑えさせたりするなど、SST (ソーシャルスキルトレーニング) としての効果がある。
2. 柔道で相手と組み合い、相手の動きを感じたり、相手のペースに合わせて動いたりすることによって認知力や社会性が育まれる。
3. 柔道におけるバランスの崩し合いの動きがバランス感覚を育む。
4. 一対一の競技であるため指導しやすく、指導者は評価が容易である。
5. 一対一の対人競技であるため、社会性やコミュニケーション能力が育まれる。またチームスポーツと比べてコミュニケーションの複雑性が低いため、発達障害児でも取り掛かりやすい。

以上より、柔道療法・療育は複数例報告があり、柔道の新たな活用方法であると考えられる。今日では知的障害者のための競技会としてスペシャルオリムピックスが開催されるようになり、柔道もその種目として採用されている。このことから、障害者における柔道の存在とその意義が認知され始めていると考えられよう。

ところで、平成24年に児童福祉法で位置づけられた放課後等デイサービスという新たな児童発達支援がある<sup>6)</sup>。放課後等デイサービスでは就学している障害児を対象として、放課後や休日に自立支援や生活能力の向上などを目的とした訓練、いわゆる療育を施している。放課後等デイサービスの全国の利用者については平成28年度の各月平均で140,442人とあるが、令和3年2月では247,851人と、約5年で10万人以上増えている。事業所数も同期間で3,000箇所以上増えている<sup>7)</sup>。これらの数字から、また先述した昨今の知的障害や発達障害を取り巻く環境から放課後等デイサー

ビスが現代社会に必要とされている様子が窺えよう。

上述のこの放課後等デイサービスにおいて、柔道を利用した発達支援活動をしている施設が鹿児島県にあり、本研究では当該施設に着目することとした。無論、放課後等デイサービスで柔道を実施した報告はこれまでにない。当該施設では柔道を通じた発達支援活動を「柔道療育」と称しており、放課後等デイサービスを必要とする児童が増えてきている現代において、柔道の新しい活用方法や価値を発見できる可能性がある。なお、当該施設はこれまでに南日本新聞(2019)の1面にも取り上げられており、既に世間の注目を集めていることが推察される<sup>9)</sup>。本研究では放課後等デイサービスにおける柔道療育が具体的に現場においてどのように実施され、またどのような効果をもたらす可能性があるのかを調査、検討する。

## II 調査方法

### 1. 対象施設

本研究では鹿児島県鹿屋市に所在する合同会社笑光<sup>注1)</sup>が運営する放課後等デイサービス笑光を対象として調査を実施する。施設の概要は以下のとおりである。

事業所名：放課後等デイサービス笑光

運営母体：合同会社笑光

設立年月日：2019年4月1日

社員数：6名

在籍利用児数：33名(2021年8月18日現在)

主な日程表(表1)

表1 療育スケジュール

通常放課後	
14:00	利用児の来所(送迎あり)
14:30	利用児の体調確認
14:45	個別の学習(宿題など)
15:30	軽食
15:50	柔道着への着替え
16:00	柔道療育開始
16:50	柔道療育終了、着替え
17:00	利用児帰宅(送迎あり)

## 2. 活動内容のフィールド調査

当該施設における療育活動である柔道療育について、フィールド調査を通じて活動プロセスおよび活動内容を調査することとした。調査については2020年4月28日から5月2日にかけて実施された。

## 3. 質問紙を用いた聞き取り調査

柔道療育を受ける利用児に関する質問紙を作成し、対象施設の代表指導者へ回答の聞き取り調査(半構造化インタビュー)を実施した。なお代表指導者は講道館柔道女子参段及び全日本柔道連盟公認指導者ライセンスを取得しており、これまでに私立中高、公立特別支援学校で勤務した経験がある。加えてフランスで柔道療育の指導経験もあり、障害者教育に精通した人物だと判断できる。質問内容は字都宮(2008)が指導者に対して実施した内容を参考にして筆者らが加筆修正したものである<sup>22)</sup>。聞き取り調査は2020年4月28日に実施した。質問内容は以下の通りである。

- (1) いつから柔道療育を始めましたか。
- (2) なぜ他のスポーツではなく、柔道なのですか。
- (3) 柔道療育を始めようと考えたきっかけを教えてください。
- (4) どのような障害を持った子を対象に教えているのですか。
- (5) 柔道療育の際に気をつけていることは何ですか。
- (6) 療育の中で大変な点や困っている点は何ですか。
- (7) 指導内容(カリキュラム)を教えてください。
- (8) 療育によってどのような効果が具体的に見られましたか。

## 4. 本研究での柔道療育の定義

本研究では全国児童発達支援協議会の発達支援の定義<sup>24)</sup>を参考<sup>注2)</sup>として、柔道療育の定義を以下のとおりとする。柔道を自立支援の手段として用いることで基本的な運動能力の獲得や身体動作の不器用さの改善を目指し、また同時に生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上を図った

り、自己の感情表現を上達させたりする一連の療育活動を柔道療育と定義する。

## 5. 本研究における調査対象者への倫理的配慮

本研究は調査対象者の承諾を得た上で実施されるものとし、対象者は自由に辞退、拒否および途中離脱する権利を有するものとした。調査対象施設の代表指導者には以上を含め、研究の趣旨及び調査の内容を入念に説明し、同意書に署名を得ることで研究に対する協力と許可を得られたものとした。同じく、先述のフィールド調査期間中に当該施設を利用予定の利用児の保護者に対しても以上の事項を入念に説明し、守秘義務を厳守することを伝えた上で協力をいただける旨の承認を得ている。

## Ⅲ 結果

### 1. フィールド調査の結果：柔道療育の実態

柔道療育は約80畳の道場にて、1日10名ほどの利用児を対象に1時間行われている。利用児の障害の程度は概ね軽中度であり、ASDや注意欠如・多動性障害(Attention-Deficit Hyperactivity Disorder, 以下ADHDと訳す)などの発達障害や、精神遅滞などの知的障害を有する。また、これら以外の障害(言語障害や身体障害)を有する児童もいる。柔道療育は以上の障害の種類に関わらず、一斉に実施されていた。したがって、以下の調査結果については知的障害児と発達障害児、そのほかの障害児が一斉に柔道療育を実施している様子を記している。指導者構成として、基本的に代表指導者と補助指導者(非常勤職員)の計2名で以下の柔道療育をリードしていた。他にスタッフ2名が給水準備などの補助を担当していた。

#### (1) 整列

柔道療育を開始する10分前に代表指導者が柔道衣への着替えを促す指示を出す。利用児の多くは直ぐに柔道をする準備に移れない。直前までしていた行動(遊びや宿題など)に固執する利用児も多く、柔道衣に着替え終わるまでに10分以上を要する利用児もいた。なおスタッフの補助なしでは着替えられない利用児も多く、ほとんどの

利用児は柔道衣の紐と帯をスタッフに結んでもらっていた。時間を要しながらも全員が着替えを済み、全員が整列及び正座でき次第、稽古開始の挨拶として座礼を行う。その際、左坐右起と称される柔道における座礼の順序が身につくよう代表指導者が目の前で実演して指導する。その後号令を以って利用児が座礼するが、号令は利用児同士で決めたその日の代表児が行う。号令をかける代表児を決める際、一度も号令を担当したことの無い利用児には周辺の利用児が代表の座を譲ってあげるなど、利用児同士が相手の思いを大切にしたり、コミュニケーションを図ったりしている場面が垣間見えた。その後指導者は柔道家として守るべき規律を記載した施設訓「笑光 nico でのお約束」を復唱させる。その内容は以下の通りである。

- 1) 靴をきれいに並べる。
- 2) 大きな声で返事をする。
- 3) 柔道を道場以外では使わない。
- 4) 道場に入るときは大きな声で挨拶をする。
- 5) 人の声を聞くときは、話している人の方を向いて聞く。

復唱後、その日の連絡事項を確認し稽古に入る(図1)。

### (2) 準備運動

障害を持つ児童は健常者に比べて体力が劣る傾向<sup>8)</sup>にあり、投技を施すための筋力が不足している利用児が多くみられる。当該施設指導者はその背景を勘案しているようで、療育のはじめの約

10分間は海外で活動している柔道指導者数名が考案したとされる、柔道に必要な筋力をリズムに合わせて強化する体操(以下、柔道ラジオ体操<sup>23)</sup>)を準備体操として導入している。その後スキップや全力疾走、前転、後転といった運動で少しずつ負荷を高めていく。また一般的に「しほり」や「脇締め」と呼ばれる固技における基本稽古・補強運動なども採り入れていた。上記の各運動はゲーム性を持たせることで利用児がより長く集中して取り組めたり、競争意識を持ったりできるように入念に工夫されていた。例えば上記の固技の補強運動は、いわゆる「だるまさんがころんだ」ゲームと掛け合わせられ、利用児はそれに熱中して取り組んでいた。利用児たちは「他の人に負けるのが嫌だ」「1番になりたい」といった競争意識や「友達に教えてあげたい」という協調意識を喜怒哀楽の載せた表情に出しながら真剣な眼差しで療育活動に取り組んでいた(図2, 3)。

### (3) 寝姿勢でのゲーム

指導者がGボール(バランスボール)を利用



図1 座礼の様子(上手くできない利用児もいる)



図2 道場の中を全力疾走の様子



図3 固技の補強運動の様子

児の集団に向けて転がし、利用児たちは寝姿勢のままそのボールを避けるといったゲームを実施した。代表指導者曰く、寝姿勢で動いたり、転がったりする感覚を身につける目的があり、かつ運動強度も高いと話していた。なおこのゲームの形式は小学生界限では「なかあて」と言われているそうである(図4)。

### (3) 受身の練習

利用児らは全員で指導者を囲んでおおまかに馬蹄系の体勢を作る。指導者は後受身、横受身、前受身、前回り受身を順番に披露する。その後利用児も同じように各受身を実践する。通常の柔道の稽古では受身の指導方法として、受傷事故防止のため段階的に指導を行うのが一般的であるが、柔道療育でも後受身であれば濱田ら(2010)が実践した段階的な指導方法とほぼ同様に行なっており<sup>3)</sup>、そのほかの受身も段階的に指導されていた(図5, 6)。

### (4) 足捌きの練習

指導者は手作りの足捌きを学ぶ板を用意し、利

用児をその上に立たせて足捌きを支持する。利用児は指導者の指示に合わせて前回り足捌きを練習していた(図7)。

### (5) 乱取(自由練習)

指導者は利用児の相手となり、乱取(自由練習)を実施する。乱取を実施する利用児の順番は予め指導者が決めていた。指導者は利用児に対して引

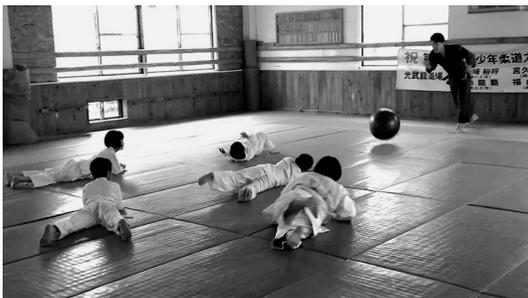


図4 寝姿勢でGボールを避けるゲームの様子

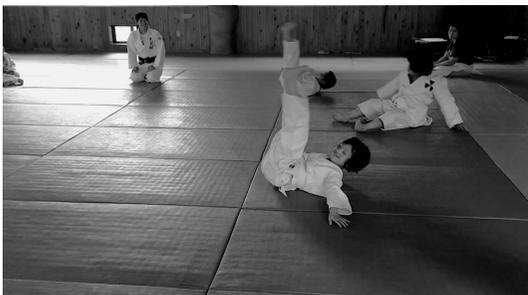


図5 後受身の練習の様子



図6 前回り受身の練習の様子



図7 前回り足捌きの練習の様子

き立て稽古<sup>注3)</sup>に努めていた。この際利用児の中から審判役を決め、実際に審判を行うことでルールに親しませる。その間待機している利用児は乱取に取り組み利用児の応援を行う。利用児たちは無我夢中で技を施し相手を投げるといふ非日常体験に精一杯取り組んでいた。また、相手を投げた時には十分な満足感に浸ることができていることが表情などから窺えた(図8)。

#### (6) 整列

療育開始時と同様に正座し、終了の挨拶として座礼を行う。この際も号令は利用児が担当するが、代表指導者がその日の柔道療育で様子の良かった利用児を指名して号令係に任命していた。指名された利用児は号令係に任命されて嬉しさを感じていたようであった。

#### (7) 更衣

療育が終わると各自で柔道衣を脱ぎ、畳んで指導者に返却する。その際指導者は、補助員に畳んでもらったり衣服を着せてもらったりするのではなく、なるべく自身で着脱衣することを促していた。

## 2. 質問紙を用いた聞き取り調査(半構造化インタビュー)の結果

先述の質問内容に沿って、当該施設の代表指導者に聞き取り調査をした結果は以下の通りとなった。

### (1) いつから柔道療育を始めましたか。

代表指導者談：現施設を開所したのが2019年4月1日であるため、その日から始めたことにな

る。それ以前の2年間でフランスに2度渡航しており、各1週間ほどの柔道療育の実地研修を経験した。

### (2) なぜ他のスポーツではなく、柔道なのですか。

代表指導者談：様々な理由がある。まずスポーツや運動を用いた療育活動の利点として、障害児へ適度な運動を提供できることが挙げられる。これによって生活習慣が少しずつ改善され、保護者からは睡眠障害や排便の問題が改善されたとの報告が数件ある。そして柔道に関して、2017年にフランスへ柔道の研修で渡航した際に柔道が障害児の発達支援に用いられていることを知り、それを日本でも普及させたいと率直に考えたのがひとつの理由である。また様々な文献を読み漁り、ヨーロッパでは柔道を用いた療育や療法の先行事例が多数あると知った。そして施設設立から1年経った今では、柔道が療育に適している点がはっきりとしてきた。まずは柔道における「相手と組み合う」という競技特性である。約束稽古ならば相手にタイミングを合わせなければならないし、その他の場面でも組み合った際に気遣いを怠れば相手を怪我させてしまう可能性がある。そういった経験を通して、利用児の協調性やコミュニケーション能力が向上していると考えられる。次に、柔道の裸足で運動するという特性である。現代は生活様式の変化もあり、裸足で行動するのが以前より少なくなっていると推測できる。そういった中で柔道を通して裸足で動いたり、遊んだりすることで非日常性のある体験もできるし、足裏や足先からの物理的な刺激も良いのではないかと考えている。最後に、利用児が柔道家として自分に自信を持つという点である。これは柔道が単なるスポーツではないと普段から利用児に説いている影響かもしれないが、利用児たちは柔道を通して成功体験を重ね、自己肯定感を向上させている傾向があると思われる。もともと、利用児の中には自己肯定感が低いという特徴的な性格がある子が少なくない。そういった子にとって柔道療育が自己肯定感を高める良いツールになっているようである。

(3) 柔道療育を始めようと考えたきっかけを教えてください。



図8 乱取(自由練習)の様子(奥は審判役の利用児)

代表指導者談：元々は特別支援学校の教員として働いていたが、その際に重度の脳性麻痺を有する生徒の担任をしていた。普段、当該生徒は感情表現と発語がほとんどなく、時々表情で意思表示をする程度だった。ある日、私は授業の休み時間の遊びに柔道を提案し、私と当該生徒は柔道衣を着て柔道をするようになった。そして当該生徒は私を抑え込むと声を出して笑い、逆に私が当該生徒を抑え込むと涙を流して泣いて、感情を爆発させた。私はこの経験から、柔道が障害を持つ子どもの自立支援の一手段になるのではないかと考えるようになった。その後先述のように、フランスに研修へ赴いた際に柔道が児童発達支援の方法として用いられていることに感銘を受け、柔道を用いて児童発達支援を始めることを決断した。フランスでは行政や学校が道場と提携し、障害児が学校から道場へと直接通っていた。帰国後、同じような形式で柔道を用いて児童発達支援を始めようと模索した結果、放課後等デイサービスという制度を知り、1年ほど立ち上げに奔走した。そして今日に至る。

(4) どのような障害を持った子を対象に教えているのですか。

代表指導者談：ADHDが多く、ASDや精神遅滞を有している利用児も多い。肢体不自由を有する子もいる。

(5) 柔道療育の際に気をつけていることは何ですか。

代表指導者談：気をつけている点は多数あるが、まず利用児が負傷しないように十分な間隔、時間感覚をとることである。他の利用児との空間・間隔を認知することが苦手の利用児もいて、十分な間隔がなければ他の利用児と衝突する可能性が高い。また体力も一般的な同年齢の子と比べて劣る場合が多いので、急かさずに十分な時間感覚を以って療育活動に取り組ませている。

(6) 療育の中で大変な点や困っている点は何ですか。

代表指導者談：日々、新たな問題が噴出してきているのが現状である。ただ、先述のように自己肯定感が低い利用児が一定数いるのだが、小さな

失敗で塞ぎ込んでしまう場面が多い。療育中もその傾向は顕著であり、療育中に塞ぎ込んでしまうことによって全体または個人の活動が中断されてしまうことも少なくない。これがこの1年間で顕在的になってきた課題である。

(7) 指導内容(カリキュラム)を教えてください。

代表指導者談：火曜日から土曜日を開所日としているが、その日の利用児によって内容は適宜変えている。もっとも多い内容では、初めに柔道ラジオ体操で体を温める。その後、柔道場を様々な方向に走ったり、スキップしたりするように指示する。この後にドッチボール形式のゲームや、いわゆる「なかあて」形式のゲームを取り入れることも多い。その後、柔道の受身の練習をする。利用児の習熟度によってその日練習する受身の種類を変えている。その後に投技の練習をする。背負い投げや大内刈り、大外刈りの打ち込みを実施することが多い。なお受け入れ人数が多い日は利用児によって習熟度が異なり、乱取の時間も多く必要となるため、打ち込みを実施しない日もある。また固技は基本的に袈裟固め以外指南していない。その後の乱取は基本的に指導者が利用児と対戦する。つまり、道場内の乱取の組数はその日の指導者数と同じであるので1、2組である。指導者は利用児を適宜投げたり、投げられたりして攻防の感覚を養わせる。なおかつ引き立て稽古に努める。以上が柔道療育のひとつのカリキュラムである。

(8) 療育によってどのような効果が具体的に見られましたか。

代表指導者談：この1年間の柔道療育の実践で、柔道療育の効果として以下のような点が示唆されてきた。

1) 我慢する心(自制心)が育まれる。

当施設には衝動的な行動をする利用児が多い。その中でも、通所開始当初は何事でも自分で行ったがる自己中心的な者がいた。その利用児については、通所が続くうちに施設訓の復唱や療育時の役割分担の際に態度の改善がみられた。施設訓の復唱については通所開始時、その利用児は好きな文章を指導者の号令を無視し、自分の好きなよう

に発声していた。それによって場が乱れ、他の利用児がパニックを起こしてしまうことが幾度もあった。指導者がそのような態度を直すよう時間をかけて入念に指導した結果、現在では場を乱すような行動はほとんどなくなった。また役割分担について、通常ならば療育時の様々な役割をいわゆるジャンケンや拳手制で決めていたが、利用児は自分の思い通りにならないといじけた態度をとり、療育に参加しない日も多々あった。しかし回数を重ねるに連れて、自分の思い通りにならない悔しい感情を自制し、我慢することが出来るようになった。さらに自分が選ばれた役割を下級生に渡す心遣いの場面もみられるようになった。

#### 2) ルールを守るようになる。

施設内にはルールが定められ、それを守るよう指導をしている。よって療育中も自分勝手なことは許されない。これは施設内のみでなく、実社会でも求められる。通所開始時の多くの利用児は施設のルールや時間割通りに行動できず、療育を妨げてしまうことが多々あった。しかしほかの利用児たちは互いに注意をし合うようになり、やがて決められたルールや時間割を守ることができるようになった。また最近では新規の利用児に対して他の利用児がルールを教えることができるまでに至り、成長している姿が見られた。

#### 3) 感情表現が豊かになる。

当施設の柔道療育ではプログラムごとに競争をさせているが、利用児たちは勝つことができるよう懸命に取り組んでいる。通所開始当初は感情表現が乏しい利用児が一定数いるが、柔道療育で勝敗があることによって負けると泣くなどして悔しい感情を表現したり、勝つことができた際には満面の笑みで喜びを表現したり、感情表現が豊かになる傾向が示唆されている。

#### 4) 他人への気遣い、心遣いが身に付く。

柔道療育時の利用児を観察していると、柔道でお互いに組み合って行動することによって相手が進もうとする方向や、相手がどんな技を施したいのかを推測できる技能レベルに至った者が数名いることに気づいた。また利用児によっては、このような能力が養われたおかげで療育以外の学校生

活や私生活でも相手の気持ちを汲み取ることができるようになったのか、暴言暴力を振るう機会が減少したことが学級担任や保護者から報告を受けている。

### IV 議論

フィールド調査で得られた療育プログラムを勘案すると、やはり当該施設でも運動能力について課題がある利用児が多いことが推測される。実際に先行研究でも、知的障害児が学齢期になっても基本運動が習得できていないケースが多いと報告されている<sup>8)</sup>。柔道が格闘技である故に、運動機能が未発達な児童に柔道をさせるのが適切であるかという議論もありえよう。だが筆者が今回フィールド調査を実施した結果から思案するに、対象となった柔道療育のプログラムは乱取を指導者と利用児の組み合わせに限定して引き立て稽古に徹するなど、対人競技的要素を可能な限り省いたものであるため、対人場面で負傷する可能性は最大限低くなっているように考えられる。また柔道療育と称するものの、プログラムの一部は走ったり、前転や後転などの回転運動をしたりと一般的な運動能力習得を目的としているものである。このような回転運動を含む一連の柔道の稽古又は柔道療育が学齢期児童の運動能力の向上や習得に寄与したかを検討した先行研究は見当たらない。よって今後はこのような柔道療育のプログラムを持って利用児たちが実際に運動能力を習得したか否かを検討する必要があるといえよう。

聞き取り調査の結果からは、柔道療育を始めた背景や柔道が療育に適している可能性を有している話を聞くことができた。特に、質問事項「(2)なぜ他のスポーツではなく、柔道なのですか。」からは「約束稽古ならば相手にタイミングを合わせなければならないし、その他の場面でも組み合った際に気遣いを怠れば相手を怪我させてしまう可能性がある。そういった経験を通して、利用児の協調性やコミュニケーション能力が向上していると考えられる。」との回答があった。昨今では文部科学省が共生社会の実現を提唱しており、障害のある子どもが自立し社会参加したり、学校では

障害のあるなしに関わらず共に学べたりできるような環境の実現を目指している<sup>10)</sup>。このような社会の実現には、障害児の協調性やコミュニケーション能力を涵養させることが必須であるとも考えられよう。従って、柔道療育によってそのような能力が涵養されるのであれば、それは共生社会の実現にも寄与する可能性があるといえよう。そして当該施設の代表指導者は柔道療育の効果として、自制心が身についたり、ルールを守れるようになったり、他者への心遣いが身に付いたりする可能性があるとして述べられていた。原 (2014) によると他人の信念や欲求を推測したり、他者が自分とは異なる考えを持つことを理解したり、それらの情報を人の行動の理解予測に用いる認知能力のことを「心の理論」と呼ぶそうである<sup>4)</sup>。聞き取り調査で得られた柔道療育の効果を勘案すると、当該施設の利用児等は柔道療育を通して心の理論を育成している可能性があるといえよう。これに関しても、今後利用児の行動変容に着目した追跡研究を実施することで明らかになりえる部分だと考えられよう。

## V まとめ

本研究では国内でも稀有な存在である、放課後等デイサービスで柔道療育に取り組んでいる施設を対象とし、活動の内容を調査するためにフィールド調査および聞き取り調査を実施した。フィールド調査の結果、柔道療育の詳しい内容が明らかとなった。なお当該施設では柔道の稽古だけでなく、前転や後転などの回転運動を通して運動機能の習得を目指しているようであった。聞き取り調査については、当該施設の代表指導者が柔道療育を始めたきっかけや、現時点で示唆されている柔道療育の効果聞き取りができた。特に、自制心や心遣いが養われると述べられていることから、柔道療育は運動による身体面だけでなく精神面への効果もあることが期待される。しかし本研究で示唆された以上の効果をはじめ、柔道療育のプロセスや方法論は科学的知見によって検証されていない。したがって、今後学術研究によって検証されるべきであるといえよう。

## 注

- 1) 笑光は「にこ」と読む。
- 2) 当該文献中では、療育を拡大した活動が発達支援であると位置付けられている。
- 3) 指導者が施設利用児の技能レベルに応じて優しくきれいに投げたり、また大きく投げられたりすることで正しい受身や投げ方を覚えられるよう、相手を引き立たせる練習のこと。

## 文献

- 1) Bruininks RH: Physical and Motor Development of Retarded Persons, Int Review Res Mental Retard, 7, 209-261, 1974.
- 2) Green D, Charman T, Pickles A, Chandler S, Loucas T, Simonoff E and Baird G: Impairment in movement skills of children with autistic spectrum disorders, Dev Med Child Neurol, 51, 311-316, 2009.
- 3) 濱田初幸・水落洋志: 柔道の受身に関する新規指導法 一後ろ受身に注目して一, スポーツパフォーマンス研究, 49-54, 2010.
- 4) 原仁: 子どもの発達障害事典, 合同出版株式会社, 東京: 64, 2014.
- 5) 早川公康・小林寛道: 知的障害児の発育期における運動能力について, 人間生活文化研究, 24, 78-95, 2014.
- 6) 厚生労働省: 放課後等デイサービスガイドラインについて, 2015年, <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000082831.html>, (参照日: 2021年8月6日)。
- 7) 厚生労働省: 障害福祉サービス, 障害児給付費等の利用状況について, 2021年, [https://www.mhlw.go.jp/content/0303\\_01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/0303_01.pdf), (参照日: 2021年8月6日)。
- 8) McConaughy EK and Salzberg CL: Physical Fitness of Mentally Retarded Individuals, Int Review Res Mental Retard, 15, 227-258, 1988.
- 9) 南日本新聞: 障害者自立 柔道で支援, 2019年8月12日朝刊, 1.
- 10) 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会: 共生社会の形成に向けたインクルーシブ

- 教育システム構築のための特別支援教育の推進 1. 共生社会の形成に向けて, [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325884.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1325884.htm), 2012年, (参照日: 2021年8月6日).
- 11) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課: 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について, 2012年, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/\\_icsFiles/afieldfile/2012/12/11/1328729\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/11/1328729_01.pdf), (参照日: 2021年8月6日).
- 12) 中島貅・徳安秀正・岡田龍司・田村昌大・橋本昇・肥後梨恵子・佐々木武人: 「障害者と柔道療育の可能性」— 障害者柔道療法の事例研究一, 國士館大學武徳紀要, 28, 27-44, 2012.
- 13) 中島貅・矢崎利加・石井謙輔・橋本昇: 「障害者と柔道療育の可能性」— 障害者柔道療法の事例研究一, 國士館大學武徳紀要, 29, 23-38, 2013.
- 14) 中村和裕・高阪勇毅・日比野幹生: 精神障害者・知的障害者に対する柔道療法の事例研究: 社会医療法人清和会西川病院の取り組みから見た柔道療法の新たな可能性, 武道学研究, 49 (3), 193-199, 2017.
- 15) 内閣府: 令和3年版 障害者白書 全文 (PDF版), 2021年, <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r03hakusho/zenbun/index-pdf.html>, (参照日: 2021年8月6日).
- 16) 西村健一・長野敏秀・浦井重信・酒井重義: 発達が気になる子が輝く柔道&スポーツの指導法, NPO法人 judo3.0, 宮城: 14-17, 2020.
- 17) 坂爪一幸: 発達障害と懸念される原因についての一考察— 診断, 社会受容, あるいは胎児環境の変化?—, 早稲田教育評論, 26 (1), 21-32, 2012.
- 18) 佐々木武人: 柔道指導による障害者への運動療法について— 重複の知的障害者及び精神障害者を対象—, 福島大学教育学部論集, 75, 1-9, 2003.
- 19) 佐々木武人: 障害者の柔道指導に関する研究動向と課題— 特に欧米の動向より—, 福島大学教育学部論集, 76, 11-19, 2004.
- 20) 高木美歩: 「自閉症」研究における認知と社会性の多義性, Core Ethics, 14, 111-121, 2018.
- 21) 梅沢侑美・松島佳苗・渥美剛史・和田真・井手正和: 自閉スペクトラム症者にみる運動のぎこちなさとその基盤となる皮質内抑制機能の低下, 若手研究者のための健康科学研究助成成果報告書, 8-15, 2019.
- 22) 宇都宮奈美・濱田初幸: 知的発達障害者における柔道稽古, 鹿屋体育大学学術紀要, 37, 31-44, 2008.
- 23) YouTube: 柔道ラジオ体操第1 (Japanese ver.), 2020年, <https://youtu.be/Wygjkv787v8>, (参照日: 2021年8月6日).
- 24) 全国児童発達支援協議会 (CDS-Japan): 発達支援の指針 (CDS-Japan 2016年改訂版), 東京都, 3-4, 2016.

〔令和3年8月24日 受付〕  
〔令和3年9月28日 受理〕